

第十三条 大規模災害からの復興に関する法律施行令(平成二十五年政令第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

第十七条第三項ただし書中「第四条第一項第二十八号若しくは第二十九号」を「第四条第一項第二十九号若しくは第三十号」に改め、同条第五項中「又は第三十号」を「第二十四号(同法第三十二條第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。又は第三十一号)」に改める。

(国土交通省組織令の一部改正)

第十四条 国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十七条を次のように改める。

(道路局道路交通管理課の所掌事務の特例)

第十七条 道路局道路交通管理課は、第百八条各号に掲げる事務のほか、平成三十三年三月三十一日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。

一 踏切道改良促進法(昭和三十六年法律第九十五号)第三条第一項の規定による踏切道の指定に関する事。

二 踏切道改良促進法第四条第一項に規定する地方踏切道改良計画及び同法第五条第一項に規定する踏切道改良計画に関する事(保安設備の整備に関する事を除く。)

附則 (施行期日)

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

第二条 道路の修繕に関する法律の施行に関する政令の一部(昭和三十四年政令第六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条中「第二十九号、第三十二号及び第三十三号」を「第三十号、第三十三号及び第三十四号」に改める。

(沖縄振興特別措置法施行令の一部改正)

第三条 沖縄振興特別措置法施行令(平成十四年政令第二百二号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第三項ただし書中「第四条第一項第二十八号及び第二十九号」を「第四条第一項第二十九号及び第三十号」に改める。

第四条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成十八年政令第三百七十九号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「第二十五号、第二十六号、第二十八号、第二十九号及び第三十四号」を「第二十六号、第二十七号、第二十九号、第三十号及び第三十五号」に改め、同条第三項ただし書中「第四條第一項第二十八号及び第二十九号」を「第四条第一項第二十九号及び第三十号」に改める。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎
総務大臣 山本 早苗
農林水産大臣 森山 裕
国土交通大臣 石井 啓一

社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎

政令第八十三号
社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令

内閣は、社会福祉法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第二十一号)の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令(平成二十年政令第八十四号)の一部を次のように改正する。

第一条のうち、社会福祉士及び介護福祉士法施行令(昭和六十二年政令第四百二号)第二条の改正規定中「第三十九条第一号から第三号まで」の下に「若しくは第四十条第二項第二号」を加え、法第四十条第二項第一号を「同項第一号」に改め、同令第三条の改正規定中「第三十九条第一号から第三号まで」の下に「若しくは第四十条第二項第二号」を加え、同令第十一条第五項の改正規定中「第三十九条第一号から第三号まで」の下に「及び附則第二条」を、「第三十九条第一号から第三号まで」の下に「若しくは第四十条第二項第二号」を加え、法第四十条第二項第一号を「同項第一号」に改め、同令附則第二条から第七条までの改正規定を削る。

第二条中「第三十九条第一号から第三号まで」の下に「若しくは第四十条第二項第二号」を加える。

附則第一条中「平成二十八年四月一日」を「平成二十九年四月一日」に改める。

附則第二条第一項中「又は第五号」を削り、同条第二項中「主務大臣」の下に「(養成施設については、その所在地を管轄する都道府県知事)」を加える。

附則第三条中「第三十九条第一号から第三号まで」の下に「又は第四十条第二項第二号」を、「それぞれ新法第四十条第二項第一号から第三号まで」の下に「又は第五号」を加える。

附則 (施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令附則第二条第一項の規定によりされている同項に規定する新指定(社会福祉法等の一部を改正する法律第五号の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百二十五号)第三条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第一号から第三号までの規定によりされている学校又は養成施設の指定に係るものに限る。)の申請又は同令附則第二条第二項の規定によりされている当該新指定は、それぞれこの政令による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令附則第二条第一項の規定によりされた当該新指定の申請又は同条第二項の規定によりされた当該新指定とみなす。

厚生労働大臣 塩崎 恭久
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎

社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎

政令第百八十四号

社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令
内閣は、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十五号）の
一部の施行に伴い、並びに社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十六条第一項の規定に基
づき、及び社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）を実施するため、この政令を
制定する。

（社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部改正）

第一条 社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和六十二年政令第四百二号）の一部を次のように改
正する。

第二条中「第三号まで」の下に「若しくは第四十条第二項第二号」を加え、「法第四十条第二項第
一号」を「同項第一号」に改める。

第三条中「第三号まで」の下に「若しくは第四十条第二項第二号」を加える。

第十一条第二項中「附則第二項」を「附則第二条」に改め、同条第五項中「第三号まで」の下に
「若しくは第四十条第二項第二号」を加え、「法第四十条第二項第一号」を「同項第一号」に改める。

附則第二条中「第三号まで」の下に「若しくは第四十条第二項第二号」を加え、「法第四十条第二
項第一号」を「同項第一号」に改める。

（社会福祉法施行令の一部改正）

第二条 社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第四号中「第三号まで」の下に「若しくは第四十条第二項第二号」を加える。

附則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施
行する。

（経過措置）

第二条 社会福祉法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十一号）第三項において「平成
二十八年改正法」という第五号の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改
正する法律（同項において「平成十九年改正法」という）第二条の二の規定による改正後の社会福
祉士及び介護福祉士法（同項において「法」という）第四十条第二項第二号の規定による学校又は
養成施設の指定（以下この条において「法」という）第四十条第二項第二号の指定を受けようとする者
は、この政令の施行前においても、第一条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行
令第三条の規定の例により、第四十条第二項第二号指定の申請をすることができる。

2 主務大臣（養成施設については、その所在地を管轄する都道府県知事）は、前項の規定により第
四十条第二項第二号指定の申請があつた場合には、この政令の施行前においても、第四十条第二項
第二号指定をすることができる。この場合において、当該第四十条第二項第二号指定は、この政令
の施行の日にその効力を生ずる。

3 前二項の規定の施行の際現に社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を
改正する政令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第百八十三号）による改正前の社会福祉士
及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第八十四号）
附則第二条第一項の規定によりされている同項に規定する新指定（平成二十八年改正法第五条の規
定による改正前の平成十九年改正法第三条の規定による改正後の法第四十条第二項第五号の規定に

よる学校又は養成施設の指定に係るものに限る。）の申請又は同令附則第二条第二項の規定によりさ
れている当該新指定は、それぞれ第一項の規定によりされた第四十条第二項第二号指定の申請又は
前項の規定によりされた第四十条第二項第二号指定とみなす。

社会福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令
をここに公布する。

御名 御璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎

政令第百八十五号

社会福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する
政令
内閣は、社会福祉法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十一号）の一部の施行に伴い、
並びに同法附則第二十八条第二項及び第三十四条、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二
十六条の二及び第八十九条第一項、社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十
五号）第二条第三項第七号、第十五条第二項及び第十八条並びに社会福祉士及び介護福祉士法（昭和
六十二年法律第三十号）附則第二条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 関係政令の整備（第一条―第四条）

第二章 経過措置（第五条―第七条）

附則

第一章 関係政令の整備

（社会福祉法施行令の一部改正）

第一条 社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条の次に次の一条を加える。

（特別の利益を与えてはならない社会福祉法人の関係者）

第十三条の二 法第二十六条の二の政令で定める社会福祉法人の関係者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該社会福祉法人の設立者、理事、監事、評議員又は職員
二 前号に掲げる者の配偶者又は三親等内の親族
三 前二号に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
四 前二号に掲げる者のほか、第一号に掲げる者から受ける金銭その他の財産によつて生計を維
持する者
五 当該社会福祉法人の設立者が法人である場合にあつては、その法人が事業活動を支配する法
人又はその法人の事業活動を支配する者として厚生労働省令で定めるもの

第二十三条の次に次の一条を加える。

(社会福祉を目的とする事業)

第二十三条の二 法第八十九条第一項の政令で定める社会福祉を目的とする事業は、社会福祉事業及び次に掲げる事業であつて社会福祉事業以外のものとする。

一 介護保険法第八十八条第一項に規定する居宅サービス事業(同法の規定による特例居宅介護サービス費の支給に係る同項に規定する居宅サービスに相当するサービスを行う事業を含む)、同条第十四項に規定する地域密着型サービス事業(同法の規定による特例地域密着型介護サービス費の支給に係る同項に規定する地域密着型サービスに相当するサービスを行う事業を含む)、同条第二十四項に規定する居宅介護支援事業(同法第八十八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業(同法の規定による特例介護予防サービス費の支給に係る同項に規定する介護予防サービスに相当するサービスを行う事業を含む)又は同条第十六項に規定する介護予防支援事業)

二 介護保険法第八十八条第二十八項に規定する介護老人保健施設を営营する事業

三 介護保険法百十五条の四十五の三第一項に規定する第一号事業支給費の支給に係る同法第百十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号事業

四 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第八十八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設を営营する事業

(社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令の一部改正)

第二条 社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令(昭和三十六年政令第二百八十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二条第一項第六号」を「第二条第一項第五号」に改め、同条第二号中「次条第一号」を「第二条の二第一号」に改め、同条第六号及び第七号を削る。

第一条の二を削る。

第二条中「次に掲げる事業」を「児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十四条の十五第二項の規定による認可を受けた小規模保育事業」に改め、同条各号を削る。

第二条の次に次の一条を加える。

(特定介護保険施設等) 第二条の二 法第二十三条第七号の政令で定める施設又は事業は、次に掲げる施設又は事業とする。

一 老人福祉法に規定する軽費老人ホームであつて、介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条本文、第四十二条の二第一項本文又は第五十三条第一項本文の指定に係るもの

二 老人福祉法に規定する老人福祉センターのうち、同法に規定する老人デイサービス事業を行うものであつて、厚生労働大臣が定める基準に適合するもの(老人デイサービス事業を行う部分に限る。)

三 老人福祉法に規定する老人デイサービスセンターであつて、厚生労働大臣が定める基準に適合するもの

四 老人福祉法に規定する老人短期入所施設であつて、厚生労働大臣が定める基準に適合するもの

五 老人福祉法第十四条の規定による届出がなされた複合型サービス福祉事業であつて、厚生労働大臣が定める基準に適合するもの

六 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する地域活動支援センターであつて、厚生労働大臣が定める基準に適合するもの

七 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する福祉ホームであつて、厚生労働大臣が定める基準に適合するもの

八 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十九条第二項の規定による届出がなされた障害福祉サービス事業のうち短期入所又は重度障害者等包括支援を行う事業

第四条中「第九条第二項」を「第九条」に改める。

第六条第二項ただし書中「事業所が、法第二十三条第一号に掲げる事業を行い、かつ、特定社会福祉事業に関する業務量の割合として厚生労働省令で定めるところにより算定したものを(以下この条において「特定社会福祉事業割合」という。が三分の一以上)を「施設又は事業所が次の各号に掲げるもの」に「次に掲げる額の一」を「単位掛金額に当該各号に定める数を乗じて得た額と、単位掛金額に三を乗じて得た額に当該各号に定める数を乗じて得た額とを合算した額」として使用する。特定介護保険施設等職員の数から当該各号に定める数を控除して得た数を乗じて得た額との」に改め、同項各号を次のように改める。

一 法第二十三条第二号に掲げる施設であつて、かつ、児童福祉法第二十七条第一項の規定により同項第三号の措置がとられた児童に関する業務量の割合として厚生労働省令で定めるところにより算定したものを(以下この条において「措置入所障害児関係業務割合」という。が零を上回るもの。当該事業年度の初日において当該施設において使用する特定介護保険施設等職員の数に当該施設の措置入所障害児関係業務割合を乗じて得た数(その数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てて得た数。以下「措置入所障害児関係業務従事職員数」という。)

二 法第二十三条第一号、第三号若しくは第六号又は第二条の二第八号に掲げる事業を行う事業所であつて、かつ、特定社会福祉事業に関する業務量の割合として厚生労働省令で定めるところにより算定したものを(以下この条において「特定社会福祉事業割合」という。が三分の一以上であるもの。当該事業年度の初日において当該事業所において使用する特定介護保険施設等職員の数に当該事業所の特定社会福祉事業割合を乗じて得た数(その数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てて得た数。以下「特定職員数」という。)

第六条第四項各号を次のように改める。

一 当該共済契約者が使用する社会福祉施設等職員の数。ただし、次のイに掲げる場合にあつては当該社会福祉施設等職員の数とイに定める数とを合計した数とし、次のロに掲げる場合にあつては当該社会福祉施設等職員の数とロに定める数とを合計した数とする。

イ 当該特定介護保険施設等職員を使用する施設が第二項第一号に掲げる施設に該当する場合 当該施設において使用する特定介護保険施設等職員の数に当該施設の措置入所障害児関係業務割合を乗じて得た数(その数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てて得た数。以下この条において「新規措置入所障害児関係業務従事職員数」という。)

ロ 当該特定介護保険施設等職員を使用する事業所が第二項第二号に掲げる事業所に該当する場合 当該事業所において使用する特定介護保険施設等職員の数に当該事業所の特定社会福祉事業割合を乗じて得た数(その数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てて得た数。以下この条において「新規特定職員数」という。)

二 当該共済契約者が使用する特定介護保険施設等職員の数と申出施設等職員の数とを合計した数に三を乗じて得た数。ただし、前号イに掲げる場合にあつては当該合計した数から新規措置入所障害児関係業務従事職員数を、同号ロに掲げる場合にあつては当該合計した数から新規特定職員数を、それぞれ控除して得た数に三を乗じて得た数とする。

第六条に次の一項を加える。

5 新たに退職手当共済契約が締結された場合であつて、かつ、当該契約の申込みの日において当該共済契約者が第二項第一号に掲げる施設と同項第二号に掲げる事業所のいずれも経営する場合におけるその申込みの日が属する事業年度分の掛金の額は、前各項の規定にかかわらず、単位掛金額に当該契約の申込みの日における第一号に掲げる額と第二号に掲げる額とを合計した数に乗じて得た額を十二で除して得た額に、その申込みの日の属する月から当該事業年度の末日の属する月までの月数を乗じて得た額とする。

一 当該共済契約者が使用する社会福祉施設等職員の数、新規措置入所障害児関係業務従事職員数及び新規特定職員数を合計した数

二 当該共済契約者が使用する特定介護保険施設等職員の数と申出施設等職員の数とを合計した数から新規措置入所障害児関係業務従事職員数と新規特定職員数とを合計した数を控除して得た数に三を乗じて得た数

第七條第二号イ中「と特定職員数の見込数と」を、「措置入所障害児関係業務従事職員数の見込数及び特定職員数の見込数」に改め、同号ロ中「特定職員数の見込数」を「措置入所障害児関係業務従事職員数の見込数と特定職員数の見込数とを合計した数」に改める。

第八條中「第十八條」を「第十八條第一号」に、「第六條第二項ただし書に規定する場合に該当する」を「第六條第二項第二号に掲げる」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法第十八條第二号の政令で定める者は、第六條第二項第一号に掲げる施設において使用する特定介護保険施設等職員とする。

第九條中「と特定職員数と」を、「措置入所障害児関係業務従事職員数及び特定職員数」に、「数を当該事業年度の初日」を「数を同日」に改める。

附則第二項第一号中「第二條第一項第三号」を「第二條第一項第四号」に、「第一條の二第一号」を「第二條の二第一号」に改め、同項第二号中「第一條の二第一号」を「第二條の二第一号」に改める。

(社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部改正)
第三條 社会福祉士及び介護福祉士法施行令(昭和六十二年政令第四百二二号)の一部を次のように改正する。

第十一條第五項及び附則第二條中「附則第二條第一項」を「附則第二條第一項各号」に改める。
(社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令の一部改正)
第四條 社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令の一部を改正する政令(平成十七年政令第二百七十二号)の一部を次のように改正する。

附則第五條第一項中「この政令による改正後の」を削り、「次項において「新令」という。第六條第二項ただし書に規定する場合であつて、当該事業所を「第六條第二項第二号に掲げる事業所(法第二條第三項第三号に掲げる事業を行う事業所に限る。次項において同じ。)」に、「同項第一号」を「同令第六條第二項第二号」に改め、同令第六條第二項ただし書に規定する場合であつて、当該事業所を「社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令第六條第二項第二号に掲げる事業所」に、「同項第一号」を「同号」に改める。

第二章 経過措置
改正法附則第二十八條第二項の規定による退職手当金の額の計算の基礎となる額)

第五條 社会福祉法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。附則第二十八條第二項の規定により同項各号に規定する者について改正法第三條の規定による改正前の社会福祉施設職員等退職手当共済法(以下「旧共済法」という。))第八條及び第九條、社会福祉施設職員等退職手当共済法第九條の二、旧共済法第十一條並びに介護保険法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第七十七号)附則第二十五條第二項の規定の例により退職手当金の額を計算する場合においては、旧共済法第八條第一項に規定する政令で定める額は、改正法附則第二十八條第二項に規定する第二号施行日

(第七條において「第二号施行日」という。)以後に退職(社会福祉施設職員等退職手当共済法第七條に規定する退職をいう。以下この条において同じ。)をした日の属する月前(当該退職をした日が月の末日である場合は、その月以前)における被共済職員期間の計算の基礎となつた最後の六月の本俸の総額を六で除して得た額についての社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令第三條の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。
(平成二十八年四月三十日までの間に特定介護保険施設等職員となつた者に関する経過措置)
第六條 社会福祉施設職員等退職手当共済法第四條の二第二項の規定により平成二十八年四月三十日までの間に改正法第三條の規定による改正後の社会福祉施設職員等退職手当共済法(以下「新共済法」という。))第二條第三項に規定する特定介護保険施設等(以下「特定介護保険施設等」という。))改正法附則第二十六條第一項に規定する障害者支援施設等に限る。となつたものとみなされたことにより社会福祉施設職員等退職手当共済法(以下「共済法」という。))第二條第七項に規定する特定介護保険施設等職員(以下「特定介護保険施設等職員」という。))となつた者(同月一日において現に同条第十項に規定する共済契約者(社会福祉の増進のための社会福祉事業法等改正法」という。))附則第二十三條第一項の規定の適用を受ける者を含む。以下「共済契約者」という。に使用され、かつ、その者の経営する当該特定介護保険施設等となつたものとみなされた施設又は事業の業務に常時従事することを要する者に限る。については、同月一日において特定介護保険施設等職員となつたものとみなす。
(既加入施設職員等に関する経過措置)
第七條 当分の間、第二條の規定による改正後の社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令(以下「新令」という。))第六條第二項第一号に掲げる施設に使用される特定介護保険施設等職員について、改正法附則第二十九條の規定を適用しないものとして同号の規定により算定した同号に規定する措置入所障害児関係業務従事職員数及び第二号施行日の前日に共済法第二條第一項に規定する被共済職員(社会福祉事業法等改正法附則第二十三條第一項の規定の適用を受ける共済契約者に使用される者を含む。附則第二條第二項を除き、以下「被共済職員」という。))であつた者のうち、第二号施行日以後において特定介護保険施設等職員であるもの(共済契約者に継続して使用され、かつ、当該施設の業務に常時従事することを要する者に限る。以下「既加入施設職員」という。))の数より多いときは、当該既加入施設職員については、改正法附則第二十九條の規定は、適用しない。
2 当分の間、新令第六條第二項第二号に掲げる事業所(法第二條第三項第三号又は新令第二條の二第八号に掲げる事業を行う事業所を除く。))に使用される特定介護保険施設等職員について、改正法附則第二十九條の規定を適用しないものとして新令第六條第二項第二号の規定により算定した同号に規定する特定職員数が、第二号施行日の前日に被共済職員であつた者のうち、第二号施行日以後において特定介護保険施設等職員であるもの(共済契約者に継続して使用され、かつ、当該事業所の業務に常時従事することを要する者に限る。以下「既加入事業所職員」という。))の数より多いときは、当該既加入事業所職員については、改正法附則第二十九條の規定は、適用しない。

附則

(施行期日)

第一條 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、附則第十條の規定は、公布の日から施行する。

(社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令の一部改正に伴う経過措置)
第二條 この政令の施行の際現に共済法第四條第一項の規定により成立している共済法第二條第九項に規定する退職手当共済契約(以下「退職手当共済契約」という。))第二條の規定による改正前の社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令第一條第六号若しくは第七号に掲げる施設又は同令第二條第二号に掲げる事業(以下「地域活動支援センター等」と総称する。))に係るものに限る。は、特定介護保険施設等に係る退職手当共済契約とみなす。

2 この政令の施行の日(以下「施行日」という。)前に地域活動支援センター等を経営していた共済契約者が、施行日前に厚生労働省令定めるところにより独立行政法人福祉医療機構(次条において「機構」という。)に届け出たときは、施行日以後新たに当該共済契約者に使用され、かつ、特定介護保険施設等(当該地域活動支援センター等に限定する。)の業務に常時従事することを要する者となる者(共済法第二条第六項に規定する社会福祉施設等職員(附則第五条第一項において「社会福祉施設等職員」という。)を除く。)については、前項及び共済法第二条第十一項の規定にかかわらず、第三項に規定する被共済職員でないものとする。

2 前項の規定による退職手当共済契約の解除は、共済法第六条第六項、第七条及び第十一条第六項の規定の適用については、共済法第六条第五項の規定による退職手当共済契約の解除とみなす。

2 前項の間、新令第六条第二項第二号に掲げる事業所(法第二条第三項第三号又は新令第二条の二第八号に掲げる事業所を除く。)に使用される特定介護保険施設等職員について、改正法附則第二十九条の規定を適用しないものとして新令第六条第二項第二号の規定により算定した同号に規定する特定職員数が、既加入事業所職員の数より少ないとき、又は既加入事業所職員の数と同じとき、当該事業所に使用される特定介護保険施設等職員については、同項ただし書の規定は、適用しない。

2 前項の間、新令第六条第二項第二号に掲げる事業所(法第二条第三項第三号又は新令第二条の二第八号に掲げる事業所を除く。)に使用される特定介護保険施設等職員について、改正法附則第二十九条の規定を適用しないものとして新令第六条第二項第二号の規定により算定した同号に規定する特定職員数が、既加入事業所職員の数より少ないとき、又は既加入事業所職員の数と同じとき、当該事業所に使用される特定介護保険施設等職員については、同項ただし書の規定は、適用しない。

2 前項の間、新令第六条第二項第二号に掲げる事業所(法第二条第三項第三号又は新令第二条の二第八号に掲げる事業所を除く。)に使用される特定介護保険施設等職員について、改正法附則第二十九条の規定を適用しないものとして新令第六条第二項第二号の規定により算定した同号に規定する特定職員数が、既加入事業所職員の数より少ないとき、又は既加入事業所職員の数と同じとき、当該事業所に使用される特定介護保険施設等職員については、同項ただし書の規定は、適用しない。

2 前項の間、新令第六条第二項第二号に掲げる事業所(法第二条第三項第三号又は新令第二条の二第八号に掲げる事業所を除く。)に使用される特定介護保険施設等職員について、改正法附則第二十九条の規定を適用しないものとして新令第六条第二項第二号の規定により算定した同号に規定する特定職員数が、既加入事業所職員の数より少ないとき、又は既加入事業所職員の数と同じとき、当該事業所に使用される特定介護保険施設等職員については、同項ただし書の規定は、適用しない。

2 前項の間、新令第六条第二項第二号に掲げる事業所(法第二条第三項第三号又は新令第二条の二第八号に掲げる事業所を除く。)に使用される特定介護保険施設等職員について、改正法附則第二十九条の規定を適用しないものとして新令第六条第二項第二号の規定により算定した同号に規定する特定職員数が、既加入事業所職員の数より少ないとき、又は既加入事業所職員の数と同じとき、当該事業所に使用される特定介護保険施設等職員については、同項ただし書の規定は、適用しない。

2 前項の間、新令第六条第二項第二号に掲げる事業所(法第二条第三項第三号又は新令第二条の二第八号に掲げる事業所を除く。)に使用される特定介護保険施設等職員について、改正法附則第二十九条の規定を適用しないものとして新令第六条第二項第二号の規定により算定した同号に規定する特定職員数が、既加入事業所職員の数より少ないとき、又は既加入事業所職員の数と同じとき、当該事業所に使用される特定介護保険施設等職員については、同項ただし書の規定は、適用しない。

2 前項の間、新令第六条第二項第二号に掲げる事業所(法第二条第三項第三号又は新令第二条の二第八号に掲げる事業所を除く。)に使用される特定介護保険施設等職員について、改正法附則第二十九条の規定を適用しないものとして新令第六条第二項第二号の規定により算定した同号に規定する特定職員数が、既加入事業所職員の数より少ないとき、又は既加入事業所職員の数と同じとき、当該事業所に使用される特定介護保険施設等職員については、同項ただし書の規定は、適用しない。

3 前項の間、新令第六条第二項第二号に掲げる事業所(新令第二条の二第八号に掲げる事業所を行う事業所に限定する。)に使用される特定介護保険施設等職員について、附則第五条第一項の規定を適用しないものとして新令第六条第二項第二号の規定により算定した同号に規定する特定職員数が、既加入短期入所等事業所職員の数より少ないとき、又は既加入短期入所等事業所職員の数と同じであるときは、当該事業所に使用される特定介護保険施設等職員については、同項ただし書の規定は、適用しない。

第九條 新令第八條及び第九條の規定は、平成二十八年度以後の各年度における国及び都道府県の補助について適用し、平成二十七年以前各年度における当該補助については、なお従前の例による。

第十條 改正法第四條の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法附則第二条第一項(同項第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定による高等学校又は中等教育学校の指定(以下この条において「新指定」という。)を受けようとする者は、この政令の施行前においても、第三条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行令附則第二条において準用する同令第三条の規定の例により、新指定の申請をすることができる。

2 主務大臣は、前項の規定により新指定の申請があつた場合には、この政令の施行前においても、新指定をすることができる。この場合において、当該新指定は、施行日にその効力を生ずる。

御名 御璽
厚生労働大臣 塩崎 恭久
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎

政令第百八十六号
子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令
内閣は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第二十二号)の施行に伴い、並びに子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第二十七條第三項第二号、第二十八條第二項各号、第二十九條第一項第一号、同項第二号イ(1)、同号ロ(1)、同項第三号イ(1)及び同号ロ(1)の規定に基づき、この政令を制定する。

子ども・子育て支援法施行令(平成二十六年政令第二百十三号)の一部を次のように改正する。
第四條第四項中「一万五千五百円」を「七千五百五十円」に、「第二項第六号」を「第二項第五号中二万六千六百円」とあるのは「二万六千六百円」に、「第二項第六号」を「第二項第五号中二万六千六百円」とあるのは「二万五千五百円」(短時間認定保護者)に、「第二項第六号」を「七千七百五十円」に、「第二項第六号」を「七千七百五十円」に、「第二項第六号」を「七千六百五十円」に、「前項第六号」を「前項第五号中二万九千六百円」とあるのは「二万九千六百円」。

ただし、次項の規定により読み替えて適用する同号ただし書に規定する場合には、一万五千円(短時間認定保護者)に、「一万四千八百円」とする。と、同項第六号に、「一万八千五百円」を「九千二百五十円」に、「一万八千三百円」を「九千五百五十円」に改める。

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令
内閣は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第二十二号)の施行に伴い、並びに子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第二十七條第三項第二号、第二十八條第二項各号、第二十九條第一項第一号、同項第二号イ(1)、同号ロ(1)、同項第三号イ(1)及び同号ロ(1)の規定に基づき、この政令を制定する。